観光宿泊施設緊急対策事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策等整備事業)交付要綱

(目的)

第1 岩手県内の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症対策(以下「感染症対策」という。) やワーケーション等の新たな需要に対応するため、宿泊事業者が感染症対策やワーケーション等の 受入環境を整備する事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則 (昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 宿泊事業者 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第3条第1項に規定する許可を受け、県内 の宿泊施設を経営する者(国、県及び市町村を除く。)をいう。ただし、この者が営業する風俗 営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第6項に規定 する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く。
 - (2) ワーケーション 「ワーク」と「バケーション」を合わせた造語で、観光地など通常の職場以外でテレワーク等で働きながら休暇も楽しむものをいう。
 - (3) マイクロツーリズム 自宅から $1 \sim 2$ 時間圏内の地元又は近隣への宿泊観光や日帰り観光をいう。
 - (4) 感染拡大予防ガイドライン 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会及び全日本シティホテル連盟により示された 2020 年 5 月 14 日付け「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」をいう。

(補助対象事業者)

第3 補助金の交付の対象は、感染症対策やワーケーション等の受入環境を整備する事業を行う宿泊 事業者とする。

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の減少とする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から 起算して10日以内とする。

(財産の処分に係る制限)

- 第7 規則第19条第1項に規定する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成22年国土交通省告示第505号)に定める年数のとおりとする。
- 2 補助事業者は、規則第 19 条第1項の規定により知事の承認を受けようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書(様式第8号)を広域振興局長に提出しなければならない。
- 3 規則第19条第1項第2号に規定する知事が指定するものは、取得価格が1個又は1組50万円以上のものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、台帳を設け、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第8 広域振興局長は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に 報告を求めることができる。この場合、補助事業者は、補助事業の遂行状況を補助事業遂行状況報 告書(様式第9号)により広域振興局長に報告しなければならない。 (立入検査等)

- 第9 広域振興局長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、 又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若 しくは関係者に質問させることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を 行う者と契約を締結するに当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委 託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、 帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付 さなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 広域振興局長は、補助事業者から別表第 2 の規則第 13 条第 1 項の規定による書類の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 11 補助金の支払いは、別表第 2 の規則第 13 条第 1 項の規定による書類の提出を受け、第 10 に規定する補助金の額の確定後、行うものとする。

(書類の整備等)

第 12 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間)これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

- 第 13 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 2 補助事業者は、前項のただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第14 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

- 第 15 広域振興局長は、補助事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出 を求めることができる。
- 2 この要綱に定めるもののほか、観光宿泊施設緊急対策事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策等整備事業)に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年6月18日から施行し、令和2年5月14日から適用する。ただし、令和2年度中に本補助金の交付を受けた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1 (第4関係)

補助事業	補助対象経費	補助金の額
1 感染拡大予防ガイドラインに対応するため	補助事業の実施に要する次に掲げ	補助対象経費の合計
に実施する感染症対策に資する物品の購入	る経費	額の2分の1以内の
等	1 感染拡大予防ガイドラインに	額とし、補助事業全
(1)設備、備品の購入	対応するために実施する感染症	体での上限額を 500
(2) 備品のリース	対策に資する物品の購入等に要	万円とする。
(3)消耗品の購入	する経費	ただし、算出された
(4)専門家による感染症対策の検証	(機器購入費、設備購入費、備	額に 1,000 円未満の
(5) その他感染症対策に資する経費	品購入費、設置工事費(購入し	端数が生じた場合に
	た機器、設備、備品の設置工事	は、これを切り捨て
2 ワーケーション、マイクロツーリズム等新	に限る。)、撤去費、消耗品	るものとする。
たな需要に対応するための受入環境整備	費、リース料、調査手数料等を	
(1) コンテンツ開発	いい、整備した環境の維持に係	
(2) 施設改修	る保守管理等の経費を除く。)	
(3)備品購入		
(4) 非接触チェックインシステムの導入	2 ワーケーション、マイクロツ	
(5)その他新たな需要に対応するための整備	ーリズム等新たな需要に対応す	
	るための受入環境整備に要する	
	経費 / 機 四 唯 1 弗 - 元 / 告 唯 1 弗 - / 告	
	(機器購入費、設備購入費、備	
	品購入費、設置工事費(購入した機器、設備、備品の設置工事	
	た機器、設備、備品の設置工事 に限る。)、施設改修費、撤去	
	に限る。 / 、 他	
	負、コンテンク研究負券をい	
	係る保守管理等の経費を除	
	「你の休り自姓寺の胜負を除 く。)	
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
	3 その他	
	広域振興局長が必要と認める	
	もの	
	_	

別表第2(第14関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の	観光宿泊施設緊急対策事業費補助金(新	第1号	1 部	別に定める日
規定による書	型コロナウイルス感染症対策等整備事			
類	業) 交付申請書			
	1 事業計画書	第2号	1 部	
	2 収支予算書	第3号	1 部	
	3 物品の購入や受入環境整備に要する		1 部	
	工事に係る内容や費用が確認できる書			
	類(見積書の写し等)			
	4 旅館業営業許可証の写し		1 部	
	5 直近の決算書の写し(申請者が個人		1 部	
	事業者の場合を除く。)			
	6 振込口座の銀行名、店名、普通・当		1 部	

i	1	1		
	座の別、口座番号、名義人(フリガ			
	ナ) が分かる部分の通帳の写し			
	│ │7 その他広域振興局長が必要と認める		1 部	
	書類		1 114	
III II I falso o fit falso		tota . 🖂	lare	VI 24 4 VIII - 4 7
規則第6条第	観光宿泊施設緊急対策事業費補助金(新	第4号	1 部	当該事業の変更
1項第1号、	型コロナウイルス感染症対策等整備事	第5号	1部	(中止、廃止)を
第2号及び第	業)変更(中止・廃止)承認申請書			行う日の 14 日前ま
3号の規定に				で
より承認を受	 1 事業計画書	第2号	1 部	
ける場合の書	2 収支予算書	第3号	1部	
類	2 收入] 异盲	277 7	1 110	
規則第 13 条	観光宿泊施設緊急対策事業費補助金(新	第6号	正本1部、副本1	補助事業の完了の
第1項の規定	型コロナウイルス感染症対策等整備事		部	日(補助事業の廃
による書類	業)請求書			止の承認を受けた
	1 実績報告書	第7号	正本1部、副本1	場合は、その日)
	2 事業実績書	第2号	部	から起算して 30 日
	3 収支決算書	第3号	正本1部、副本1	を経過した日又は
	4 支払いを証する書面(請求書、口座		部	補助金の交付の決
	振替依頼書の写し、領収書)		l * *	定を受けた年度の
	5 その他広域振興局長が必要と認める		部	2月 28 日のいずれ
	書類		, ,	か早い日まで
	F /9			, . , . , . ,